



相談しやすい、分かりやすい  
信頼と安心をお届けします

## きりん通信No.44

発行: きりん人事労務管理事務所

〒333-0844 埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 9階 904

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL: <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail: kirin@sr-kirin.jp

6  
2019

### トビウゴス 裁量労働制・管理監督者制度を理解しよう

企業の売上は成果によってのみ上がりますが、企業に雇われる従業員は、成果ではなく、労働時間によって売上（賃金ですが）が上がります。これは、大前提として理解する努力が必要です。

違法な裁量労働制・名ばかりの管理監督者として、監督署が有料動画配信サービスの運営会社に対し是正勧告を行いました。これらの制度は残業代が不要となる制度ですが要件を満たしていないと判断されました。

**管理監督者だから、払われなかった残業代と、裁量労働制だから残業がなかったとみなされた残業時間を2年前に遡って支払うこととなるでしょう。**

#### ● 管理監督者・・・ ⇒ 労基法の法定労働時間・法定休憩・法定休日の規定を除外される

①残業手当がなくなる ②休憩を取らせる必要もない ③休日手当もない

部長に昇進すると残業代などを払わないというのは、この規定を根拠にしています。ですが、単に管理職だという理由でこの取り扱いをすると大変なことになります。この規定に該当する要件は大きく次の3つです。

#### 1. 職務と権限 2. 出退勤の時間など管理を受けていない 3. 経営者と同等の賃金

2. の要件は、タイムカードを打刻させていないという事では認められません。今年4月の働き方改革では、「管理監督者の始業終業の時刻の把握」が義務化されました。時間を記録しながらも実態として勤務時間を縛られていない事が必要です。

#### ● 裁量労働制（専門業務型） ⇒ 何時間働いても、協定書記載の時間、労働したことにする

①残業手当がなくなる ※休憩・休日・深夜業などは通常どおり

この制度は、「残業しても残業代を払いません」という制度ではなく、「時間配分を労働者の自由にする」制度です。主な要件は次のとおりです。

#### 1. 法定19業務に限る 2. 労使協定を労働基準監督署に届出 3. 業務遂行手段・時間配分を従業員の裁量とする

※法定19業務・・・商品開発・研究、情報システムの分析・設計、新聞・出版物の記者、デザイナー、弁護士や税理士など

#### ● 裁量労働制（企画業務型） ⇒ 何時間働いても、協定書記載の時間、労働したことにする

①残業手当がなくなる ※休憩・休日・深夜業などは通常どおり

この制度は、「残業しても残業代を払いません」という制度ではなく、「時間配分を労働者の自由にする」制度です。

主な要件は次のとおりです。

#### 1. 本社機能の事業場 2. 企画・立案・調査・分析の業務 3. 業務遂行手段・時間配分を従業員の裁量とする 4. 労使委員会を設置する 5. 対象労働者個々人の同意 6. 労使委員会の決議を労働基準監督署に届出

## 未払残業請求 期限延長へ

以前から気になっておりました、未払い賃金の短期消滅時効。遡って請求出来る期間について、民法改正に伴い5年に延長されるかどうか。厚生労働省は「現行の給料日から2年」を5年に延長する方針を決めました。

具体的内容は今秋から審議会で議論されます。これによる影響は計り知れません。(ネット上には右のようなサイトが複数あります)

5年の消滅時効が労基法全般に適用されると、有給休暇は最大100日となります。遡及の残業手当・同労同賃による差額なども膨大になります。

★定期的に計画的に有給休暇は消化させていく(パート社員にも有休はあるので確認しましょう)

★どんぶり賃金制度はNG。社員の実際の労働時間をしっかり把握して、その成果に何時間掛けているかを把握し、所定内賃金を決定しましょう。定額残業制度は、ルールをきっちり守りましょう!

訴えられる前に、ご相談下さい。



## トピックス やっぱり気になる隣の給与

### 令和2年業種・職種別の大卒平均初任給 (単位:円)

業種	技術系	事務・営業系		営業系
		総合職	一般職	
建設・不動産	215,022	220,713	187,329	239,278
メーカー	209,823	207,211	183,839	225,141
サービス	226,877	216,814	192,671	222,500
流通・小売	—	210,169	191,667	—
金融・保険	—	214,006	180,303	230,806
IT・情報処理	—	224,583	—	246,502
商社	—	225,275	194,719	237,350
運輸・倉庫	—	208,119	181,337	—
業種計平均	216,185	214,939	186,355	232,798

(労働新聞社調べ)

令和2年3月卒業見込みの大学生を対象に企業が提示している求人初任給の水準は全業種で上昇しているようです。

### 中央労働委員会の「賃金事情

調査」によると平成30年の改定額は、7240円、改定率は2.17%。前年結果と比べると金額で256円アップし、率では0.05ポイント上昇している。「うちベースアップ分」は1704円となり、前年比で491円アップした。改定額、ベースアップとも27年度の数字をわずかに上回り、過去5年間で最も高い水準となっています。

(円、%)

年	賃金改定額 (率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
平成26年	6,688	2.05	1,179	0.31
27年	7,137	2.15	1,644	0.46
28年	6,638	2.00	1,335	0.41
29年	6,984	2.12	1,213	0.38
うち製造業	6,543	2.09	871	0.32
30年	7,240	2.17	1,704	0.57
うち製造業	6,615	2.12	1,143	0.38

注)「うちベースアップ分」は、賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

### ◆意識が変われば人生が変わる◆

意識が変われば行動が変わる。行動が変われば習慣が変わる。習慣が変われば人格が変わる。人格が変われば運命が変わる。運命が変われば人生が変わる。だから意識が変われば人生が変わる。

私事で恐縮ですが、ここ数年で10キロ以上体重が増えています。これを何とかしようと、オーソドックスですが毎日体脂肪と体重をスマホに記録し始めました。結果1ヵ月でとりあえず5キロ減量に成功。意識し続けることが大切なのでしょう。何事も「ダメな理由」を並べ立てることをやめて、出来る方法を模索していきましょう!